

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

コミュニティビジネスの支援による地域産業活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道虻田郡ニセコ町

3 地域再生計画の区域

北海道虻田郡ニセコ町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) ニセコ町の現状

ニセコ町は、札幌市の西方に位置し、明治 28 年に開拓者が移住した町で、周囲を羊蹄山やニセコアンヌプリなどの山系に囲まれ、地域の中央を尻別川が流れる美しい景観の地で、農業と観光を主産業としている。

昭和 39 年に観光客誘致の視点から町名を狩太町（かりぶとちょう）からニセコ町に変更し、現在は年間 150 万人前後の観光客が訪れる町となっている。

大正 9 年に 9,330 人あった人口は、その後減少を続け、昭和 55 年の 4,500 人台でほぼ下げ止まりとなり、以後 4,500 人前後で推移している。この昭和 55 年は、第一次産業（農業）と第三次産業の就業者数が逆転した年でもあり、現在の観光業が本町の人口を下支えしているという就業構造の転換期といえる。

平成 13 年頃からは、飲食・小売業を中心に従事者数が若干の伸びを示しており、産業活性化の兆しが見えてきたところである。

(2) ニセコ町の課題

本町の産業の状況は、商業者及び観光事業者の高齢化等が進み、商業活動がマンネリ化している傾向にある。また、平成 14 年には町の中心市街地の街路整備（綺羅街道）が完成し、併せて商店街も店舗を新築する等、商業活動の基盤が整ったものの、既存商業者等は地域活性化につながる新たな商業活動を起こす機運があまり盛り上がらない状況にある。

更に、年間 150 万人前後の観光客が訪れながらも、市街地の商業活動との結び付きは希薄であり、また、観光客も夏場の日帰りにシフトしていることから、古くから宿泊業を営む事業者は苦戦を強いられている。

このような状況から、本町の資源を活かしたコミュニティビジネスを育成し、既存商業・観光事業を活性化することが当面の喫緊の課題となっている。

(3) 本計画により実施する取組と目標

本町における既存商業者（観光事業者を含む）の高齢化等により商業活動のマンネリ化がみられる。一方で、平成 13 年頃から、新たな転入者による商業活動が徐々に盛んになりつつある。

当町では、転入商業者の増加やそれに伴う人口増加は、地域活性化の好機ととらえており、平成 18 年度から商工会を中心にニセコ町企画課、コンサルタント及び、町内有志で「コミュニティビジネスプラットフォーム」を組織し、新たな起業に対する支援（コミュニティビジネス支援事業）に取り組んでいるところであり、この

支援を通じて、町内に新たなビジネスを起こし、これを核として商業活動を再生するとともに、観光客を増加させ、地域の活性化を図る。

(目標 1) 新規起業の創出

コミュニティビジネス支援事業により、町内に新規起業を創出する。
○平成 24 年度までに 5 件を起業

(目標 2) 新たな特産品（飲料品・地元産農産物の加工品）の開発

○平成 24 年度までに 3 品以上を開発

(目標 3) 新たなビジネス展開による雇用の増加

コミュニティビジネス支援事業及び宮田小学校での各種事業展開により、雇用増を実現する。
○平成 24 年度までに 12 名を雇用

(目標 4) ニセコ町への観光客入込数の増加

平成 24 年度までに観光客入込数を 10% 増加させる。
現状値(平成 16 年度～平成 18 年度の平均観光客入込数 14 万 9 千人／年)
↓
目標値(平成 22 年度～平成 24 年度の平均観光客入込数 16 万 4 千人／年)

5 目標を達成するために行なう事業

5-1 全体の概要

ニセコ町では、転入者を中心とした新たな商業活動が盛んになりつつある現状を好機と捉え、目標達成に向けて地域資源を結び付けた産業再生に取り組んで行く。

このため、地元商工会を中心に、役場、地元企業及び金融機関が連携し、コミュニティビジネスにチャレンジする者を支援する組織体制を充実させる。

その一方で、新たな起業化の促進やマンネリ化した商業活動を変革する機運を醸成するとともに、地の利（農業と観光業）を生かした農産加工研究サークルによるレストランの立ち上げや未活用の地域資源を活用した「駅前店舗チャレンジショップ（狩太楽市）」及び「宮田小学校の再活用」に取り組んで行く。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行なう事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A 0 8 0 1

【名称】補助金で整備された公立学校の校舎等転用の弾力化

(2) 事業の概要

コミュニティビジネス支援事業の初年度である平成 18 年度に行った地域の未利用空間などの地域資源の発掘調査の結果、平成 18 年 3 月に閉校となった宮田小学校については、その活用方策によっては、地域活性化につながる貴重な資源であると位置付けられた。このため、利用計画の公募を 2 回実施し、地元企業である有限会社グリーンプランニングの計画を町の課題解決に貢献する内容と判断

し、採用を決定したところである。

今回の支援措置によって、廃校となった宮田小学校を有効利用すべく地ビール工場として同社に貸与し、以下の取組を実施するものである。

① **地ビール工場の設置**

平成 13 年から地元特産品として開発した「ニセコビール」の増産とブランドの定着を図る。

② **体験型ビール工房の設置**

ニセコビールの販売のみならず、地域住民や観光客向けに「マイビール作り」ができる体験工房を設置し、新たな観光振興に資する。

③ **地場産清涼飲料水の開発・販売**

地元で湧出する水を使用した清涼飲料水を開発し、ニセコブランドとして販売する。

④ **地場農産物加工品研究開発**

地元農産物を活用したジャム、ケチャップ、調味料等の特産品を開発する。

⑤ **教育旅行の推進**

地元観光協会及び農業体験事業者との連携により農業体験等に屋内体育館を利用（体験活動の準備、活動内容オリエンテーション及び雨天時インドア体験の会場として利用）することにより、教育旅行を推進する。

(3) **支援措置の適用要件**

① **廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること**

廃校校舎等（ニセコ町立宮田小学校～平成 18 年 3 月 31 日閉校）の転用弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

② **廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合には、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。）**

有限会社グリーンプランニングは、平成 13 年から地ビール製造を開始し、地ビールの低迷や廃業事例が多い中、「ニセコビール」を地域ブランドとして定着させた実績がある。学校施設を有効利用し増産体制を確立することで、地場産品である「ニセコビール」をより広く P R ・販売することが可能となり、産業振興に資する。

併せて、新たな事業展開として清涼飲料水、農産加工品等、特産品の開発を進めるとともに、地元農業者などとの連携による農業体験の関連施設としての活用を推進する。

これらの新たな活動は、地域資源を活用した新産業創造へのチャレンジであり、コミュニティビジネス起業のモデル事業として、必ずや地域商業者の刺激となり、産業活性化の牽引となるものと考えている。

このことからニセコ町では、支援の一環として施設運営に必要な既存備品類を無償提供するとともに、当該企業と町、地元農業者等が連携協力して特産品

の開発を行なうほか、町が50%出資する株式会社ニセコリゾート観光協会(第2種旅行業登録)と連携して推進している教育旅行においても、当該施設を活用する。

なお、地元道の駅での物販スペースの確保により、地ビールの販売拡大に協力するほか、観光協会によるPR活動、町による各種観光パンフレットへの掲載、各種メディアへのニュースリリースなど、今後の事業展開に係るPR活動に積極的に協力し、地ビールを中心とした地域特産品の開発・販売を通じた地域活性化を推進していく。

③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

コミュニティビジネスの一環として実施する地元特産品の販売拡大、新たな特産品の開発並びに教育旅行の実施は、マンネリ化した地域商業者の刺激となり、必ず産業活性化の牽引役となるものである。

これらの事業実施には、特産品の製造・運搬に関わる交通利便性が求められ、また、教育旅行の実施においては、豊かな自然環境も併せて求められるところである。

旧宮田小学校の校舎等は、国道5号線沿いに位置し、交通利便性に適しており、また、国道沿いでありながら、森林や清流に囲まれた豊かな自然を保持していることから、教育旅行の実施にも良好な環境にある。このように、事業を効率的に実施できる場所として、旧宮田小学校が最適である。

更に、旧宮田小学校は、これまで地域におけるコミュニティの活動拠点として、地域にとってはシンボリックな存在であった。この旧宮田小学校がこれらの事業の拠点となることは、住民の地域活性化に対する機運の醸成にも著しく寄与するものと考えられる。

④ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

ニセコ町は有限会社グリーンプランニングに対し、廃校となった宮田小学校の校舎等を無償貸与する。

(4) 施設の利用内容

①校舎：平成元年建築、鉄筋コンクリート造 716 m²

ア：ビール工場

(酵母・ホップ保管調整室、醸造室、発酵熟成室、冷蔵保管室、ビン樽詰め室、原材料置場、ビール関係事務室)

イ：体験ビール工房

(醸造体験工房、体験準備多目的室)

ウ：研究開発

(開発室、管理室、研究開発事務室)

②屋内体育館：平成2年建築 鉄骨造 554 m²

農業体験関連教育旅行などに利用

(体験活動準備、活動内容オリエンテーション会場、雨天時インドア

体験会場)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(1)繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

当該支援措置に係る地方債等の内容		
宮田小学校(校舎)		
地方債の名称:義務教育施設整備事業債 (平成元年度債)		
借入先:簡易生命保険資金		
借入金額:6,500,000円		
借入年月日:平成2年5月30日		
償還方法等:3年据置、半年賦元利金等償還、年利率6.7%		
平成19年度末現在未償還残高 3,138,318円		
宮田小学校(屋内体育館)		
地方債の名称:義務教育施設整備事業債 (平成2年度債)		
借入先:簡易生命保険資金		
借入金額:30,800,000円		
借入年月日:平成3年5月30日		
償還方法等:3年据置、半年賦元利金等償還、年利率6.6%		
平成19年度末現在未償還残高 16,412,478円		
宮田小学校(屋内体育館)		
地方債の名称:臨時財政特例債、公営住宅建設事業債(6事業分一括借入) (平成2年度債)		
借入先:財政融資資金(旧資金運用部資金)		
借入金額:129,800,000円(うち宮田小屋体分 2,700,000円)		
借入年月日:平成3年5月27日		
償還方法等:3年据置、半年賦元利金等償還、年利率6.6%		
平成19年度末現在未償還残高 75,551,116円 (うち宮田小屋体分 1,438,756円)		
合計残高	3件	20,989,552円(元利合計)

(2)当該支援措置を受けて実施しようとする取組の内容

本町では、転入商業者の若干の増加傾向を受け、平成18年度からコミュニティビジネスの支援事業を開始した。平成18年度に行った地域資源の調査において、平成18年3月に閉校となった宮田小学校(校舎・屋体)が地域活性化に有効な施設であることが報告された。これを踏まえ、本町では当該施設の利活用を含め、総合的なコミュニティビジネスの支援により商業・観光事業の活性化を図る。

この施設については、地方債の残高が約2千万あることから、C0401の支援措置を活用して、その繰上償還免除を受け事業の円滑な推進を図る。

5-3-2 その他事業

- (1) コミュニティビジネスプラットフォームの組織強化と起業支援
商工会、町、コンサルが連携し、起業支援のために立ち上げた「コミュニティビジネスプラットフォーム」により、新たな起業の芽を発掘・育成する。
また、地元金融機関の参画を求める等、コミュニティビジネスプラットフォームの組織強化を図る。
- (2) 農産加工研究サークル起業支援
地元主婦を中心とした、地元農産物レストランの立ち上げに際し、未利用施設の紹介、各種支援制度の検討・計画策定のための支援等を行う。
(サークル名：じゅうごばあ)
- (3) 商店街活性化実証事業
中心市街地「綺羅街道(きらかいどう)」における新たなイベント「狩太楽座(かりぶとらくざ)」の実施により商店街を活性化する。
- (4) 未利用空間活用事業
平成 18 年度に実施した地域資源の活用調査を基に、公共施設や民間施設を問わず、コミュニティビジネス支援の観点から未利用空間の再生・利活用方法を企画・提案する。
 - ① JRニセコ駅前のにぎわい再生のために、駅前空き店舗を新規起業のためのチャレンジショップとして展開
 - ② 宮田小学校活用による産業振興
- (5) 産業連関調査
北海道開発局との連携により、ニセコエリアの産業構造と経済波及効果を分析し、コミュニティビジネス支援の基礎資料を整備する。
更に、既に当町でビジネスを展開している新規移住者の意識調査を大学との連携により実施し、当町でのビジネス展開のためのノウハウを蓄積する。
- (6) 産業連携プロジェクトの実施
町、地元農業者及び観光事業者で「産業連携プロジェクト」を組織し、産業活性化方策を検討するとともに、自ら各種の事業展開（地元農産物のホテル等への売り込み）を図る。

6 計画期間

平成 20 年度から平成 24 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年度、関係者が達成状況を調査・把握し、改善すべき事項の検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し